

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

日雇い労働者の街として有名な大阪市西成区近くの、30年以上も誰も目を向けなかった場所にホテルが開業されました。

星野佳路が手がけるホテルのすべてにはコンセプトがあります。マニュアルで経営するのではなく、ホテルごとの特徴を活かし、目指すゴールを設定します。

今回目指したのは「地域と繋がるホテル」。スタッフは連日、周辺の店に通い、特徴ある人気の店を「ご近所マップ」と「ご近所ツアーア」という企画に巻き込みます。

一人勝ちではなく、都市観光として地域全体が楽しめる街に変えていきます。

私の書棚より

○現実を見極め、正しい選択をすることで、人は目的に近づくことができる。そのために重要なのは、さまざまな現実を生み出している「構造」を明らかにすることだ。

○土壇場において、あるいは人生において、「伝え方が9割」ではなく、「内容が10割」だということだ。伝え方は、中身があって初めて価値を持つ。0に何を掛けてもゼロなように、中身のない話を立て板に水のように話したところで、誰の頭にも心にも響かない。

「苦しかったときの話をしようか」
森岡毅著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□法定調書とは、適正な課税の確保を図るために税務署への提出が義務付けられている資料をいいです。

主な法定調書には「給与所得、退職所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受けの対価の支払調書」等があり、一定に金額を超える場合に提出することになります。

また、1回の取引で200万円を超える金・プラチナ・金貨の売却、市場受託サービスを利用した金銭の返還や1回の支払金額が100万円を超える保険金、解約返戻金及び相続による保険契約者の変更も支払調書を提出する対象となります。

□国、地方公共団体、公益を目的とする事業を行う特定の公益法人又は認定非営利活動法人に対して、被相続人による遺贈があった場合や、相続により取得した財産を相続税の期限内申告書の提出期限までに、これらの団体に寄附した場合には、その寄附をした財産は相続税の非課税財産とされています。

ただし、非課税財産となるのは、これらの団体に寄附をした相続財産に限られるため、取得した財産を譲渡して、その譲渡代金を寄付した場合には、非課税の適用を受けることができません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1~6月分の源泉税の納付 (休日につき11日)
15日	○所得税予定納税の減額申請
31日	○固定資産税(第2期分)納付 ○5月決算法人の確定申告 ○所得税予定納税(第1期分)納付

31日	○11月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3年8月、11月、4年2月決算法人の消費税中間申告 (休日につき8月1日) ○7月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	--

今月の贈る言葉『あまり多く果実をつくるのは枝を折る。』 by 德富蘆花